

アフリカ知的財産ニュースレター Vol.69

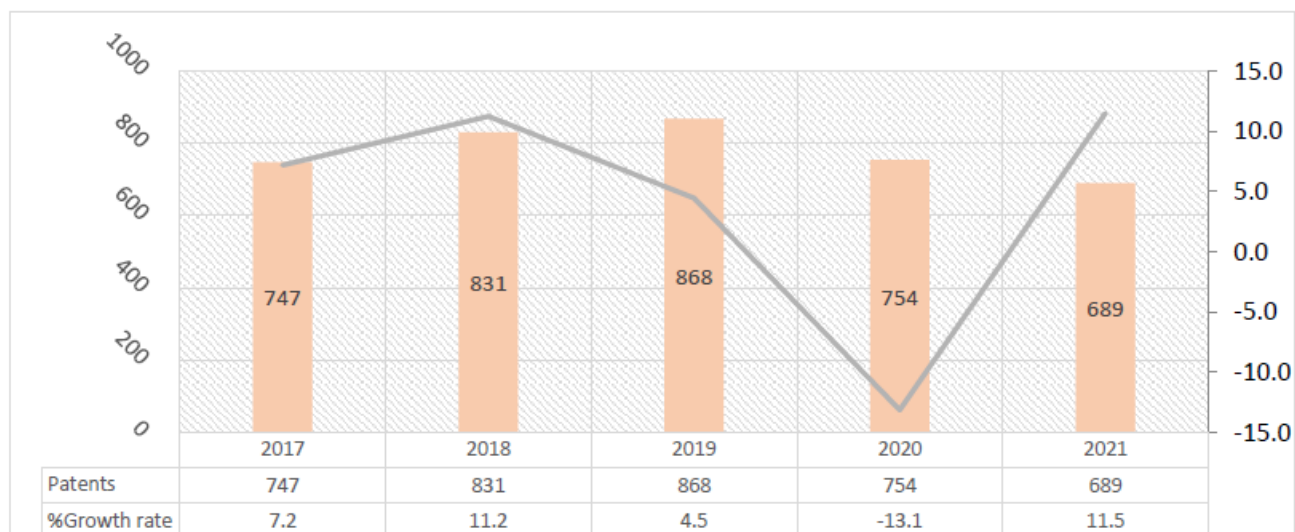
ARIPO — 第45回管理理事会および第18回閣僚評議会に関する報告

ジンバブエをホスト国とする ARIPO 第 45 回管理理事会が、2021 年 12 月 6 日から 8 日にかけてビクトリアフォールズで開催された。昨年のバーチャル会議を経て、今年の会議は ARIPO に加入している 21 の加入国の一部とブルンジ（オブザーバー国）が対面式の会合に出席し、加入国数がバーチャルで会議に参加した。

今回の会合で真っ先に遂行すべき仕事は、2022/2023 年度の管理理事会会期について議長国および副議長国を選出することであった。議長国に選出されたのは、法人・知的財産首席登録官の Willie Mushayi 氏を代表として今回の会議に臨んだジンバブエ共和国である。第一副議長国として選出されたのはボツワナ、第二副議長国に選出されたのはガンビアであった。

2020-2021 年度の長官報告書が Bemanya Twebaze 氏によって発表され、加入国によって採択された。いくつかの加入国から言語障壁に関わる問題提起がなされ、これらの国々は、来年の会合では公式文書をフランス語とポルトガル語に翻訳するよう要請している。

さらに、知的財産権報告書（2021 年 1 月 1 日～2021 年 10 月 31 日）が発表され、これに関する論議が交わされた。新型コロナ禍の期間を通じて業務の混乱を最小限にとどめたことで、ARIPO は加入国から称賛された。しかし、実用新案と意匠の出願件数が少ないことについては加入国から懸念が寄せられ、加入国における実用新案と意匠に関する啓発活動を増強するための新たな戦略が求められた。今回の報告期間を通じて商標登録件数よりも特許付与件数の方が多いという異例の事態が起こっていたことについては、特段の言及がなされた。報告期間中の特許出願に関して指定国とされることが多かった上位 5 か国は、ケニア（7.9%）、タンザニア（6.9%）、ガーナ（6.9%）、ボツワナ（5.9%）、ナミビア（5.9%）であった。報告期間中の商標出願に関して指定国とされることが多かった上位 5 か国は、ジンバブエ（15%）、ボツワナ（10%）、マラウィ（10%）、ナミビア（9%）、モザンビーク（9%）であった。要約すれば、2020 年から今回の報告期間を通じて、ARIPO が処理した特許および商標の出願件数と登録件数は増加している。



2017～2021 年に提出された特許出願
情報源：第 45 回 ARIPO 管理理事会作業文書 (39 ページ)

| Year | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021* |
|-------------------|------|-------|------|-------|-------|
| Marks | 381 | 368 | 408 | 342 | 228 |
| Growth rate | 28.7 | -3.4 | 10.9 | -16.2 | 47.1 |
| Classes for Marks | 782 | 653 | 744 | 675 | 806 |
| Growth Rate | 75.3 | -16.5 | 13.9 | -11.4 | 44.2 |

2017～2021 年に提出された商標出願
情報源：第 45 回 ARIPO 管理理事会作業文書 (58 ページ)

上記以外に今回の会期中に報告・審議された文書としては、「ARIPO アカデミーの活動に関する報告書」、「著作権および著作隣接権に関する技術委員会報告書」、「知的財産に関する技術委員会報告書」（この報告書には「特許および意匠に関するハラレ議定書」の改正案が含まれている）等が挙げられる。

管理理事会に続き、ARIPO の第 18 回閣僚評議会が 2021 年 12 月 9 日から 10 日にかけてビクトリアフォールズで開催された。今回の閣僚評議会は、1976 年に ARIPO が設立されて以来 45 年目という節目に当たる。今年度の会合を開催したのは、アフリカにおいて知的財産権のイノベーションの重要な役割を強調した、ジンバブエ共和国の Emmerson Dambudzo Mnangagwa 大統領である。これに対する感謝のしるしとして、2016 年 12 月 9 日に同大統領がハラレにおいて ARIPO 事務局を開設した際の肖像画が ARIPO 長官から贈呈された。

今会期の閣僚評議会において、ガンビア、ナミビア、ザンビアの 3 つの加入国が「著作権および著作隣接権の任意登録に関するカンパラ議定書」に署名した。

第 19 回の閣僚評議会は 2022 年にボツワナをホスト国として開催される予定であるが、その日付はまだ確認されていない。

商標に関するバンジュール議定書の改正と同施行規則

ARIPO 管理理事会は、2021 年の後半に開催された同評議会の臨時会議および通常会議において、「商標に関するバンジュール議定書」および同議定書の施行規則の改正を提案し、改正案を採択した。以下に示す改正は、**2022 年 1 月 1 日付**で効力を発生する。

公開および登録に関わる手続を定めた**第 6 条の 2**が今回改正された。第 1 の改正点は**第 6 条の 2:1**で、今回の改正により、出願の**仮受理**に関する規定が導入された。**第 6 条の 2:1(a)**の規定によれば、9 か月の審査期間の終了後に指定国が当該指定を受理するか拒絶するかを出願人に伝えなかった場合、つまり、指定国からの通知が全くなかった場合、その出願は指定国によって仮受理されたものとして「商標公報」により公開される。第 6 条の 2:1(b)の規定が新たに追加され、それにより、出願人が受理通知の発行後に**出願の早期公開 (early publication)**を請求することが認められた。早期公開請求には、追加料金が発生する。さらに、第 6 条の 2:1(c)の規定が追加されたが、これは、指定国によって**拒絶された出願の公開**に関する規定である。今後、商標登録の拒絶査定は、拒絶または条件付き拒絶として「商標公報」により公開されることになる。

第 6 条の 2:5 は、バンジュール議定書に導入された新たな規定である。この規定は、出願の公開後 12 か月が経過した時点で登録料を支払うよう出願人に要求している。規定に従って登録料が支払われなかった場合、その出願は取り下げられたものとして処理されることになる。施行規則（規則 11 の 2:3）も改正され、登録料の支払が要求される旨を事務局が出願人に通知することが定められた。この通知から 2 か月が経過しても出願人が要求に応じなかった場合、他人の出願は拒絶されることになる。

今回バンジュール議定書に追加された第 10.3 条は期限に関する規定である。同条によれば、（同議定書、施行規則または実施細則に定められた）期限を出願人が遵守せず、かつ、期限延長の請求がなされなかった場合、当該出願人の出願または登録は、期限満了の日から 1 か月後に失効したものとみなされる。この規定は、出願または登録の有効性に関係なく適用される。それゆえ出願人は、自らの出願または登録を生かしておくために、所定の期限に関する知識を持たなければならない。

さらに、今回改正された施行規則の規則 13 の 2 は、出願人が指定国の一部の取消を希望する場合、所定の料金を納付するとともに事務局に宣言書を提出するよう出願人に要求している。

最後に、出願書式 (No. M1) も変更されて「使用の意思または現実の使用に関する宣言」という欄が追加され、商標が現在（出願の時点で）一または複数の指定国において使用されているか否か、または指定国において当該商標を使用する意思が出願人にあるか否かを記載することが、出願人に要求されている。

バンジュール議定書改正に関する公告は、ARIPO の[ウェブサイト](#)からダウンロードすることができる。

特許および意匠に関するハラレ議定書の改正

管理理事会の会期中に、ハラレ議定書に関する以下の重要な改正が議案として上程され、承認されている。

- **第三者の情報提供**：第 2 条の 4 が同議定書に導入された。この規定は、ARIPO の出願に関する発明の特許性に関して第三者の情報提供について定めたものである。以前のハラレ議定書にはこの点に関する規定が存在せず、ARIPO は非公式な形で第三者の情報提供を受け容れていた。新たな規則により、第三者が出願の公開後に自らの情報提供を行うことが可能になった。
- **実用新案の新規性および産業上の利用性に関する要件**：第 3 条の 3 の規定は拡張され、新規性と産業上の利用性に関する要件が導入された。新たに採用された新規性の要件は、ARIPO 加入国の内部での地域的な新規性に限定されている。実用新案の産業利用の範囲は拡張され、農業を含むあらゆる種類の産業における利用が産業利用として認められることとなった。
- **指定国からの拒絶理由通知に対する応答**：ハラレ議定書と施行規則が改正され、加入国が発行した拒絶理由通知に対して応答する機会が出願人に与えられる旨が規定された。改正前には、加入国が発行した拒絶理由通知への応答に関する規定は全く含まれておらず、そのせいで出願人は苦勞していた。今回の改正により、ARIPO 出願の拒絶または国内出願への切り替えの通知に応答するために、出願人が 3 か月以内に応答書の提出および

び/または補正を行うことが認められたが、これは、ハラレ議定書に基づく特許・意匠関連の実務が大幅に改善されたことを物語っている。

- **ARIPO 登録意匠の保護期間延長**：ハラレ議定書の第 4 条(6)が改正され、ARIPO に登録された意匠の保護期間が 10 年から 15 年に延長された。改正前には、同議定書に定められた ARIPO の意匠保護期間（10 年）と加入国の国内法に定められた保護期間との間に抵触する期間があった。改正後の規定は、ARIPO の意匠登録の期間を 15 年と定めているが、国内法で 15 年よりも短い保護期間を設けている国についてはこの規定は適用されないとしている。
- **期限の延長**：ハラレ議定書は、ARIPO 長官は様々な状況において期限を延長する権限を有すると規定している。規則 15 の 3 が改正され、長官が同議定書に基づき期限を延長しうる状況として、感染症の汎流行（パンデミック）、自然災害、市民動乱が盛り込まれた。
- **追加料金の支払**：規則 18(1)に修正が加えられ、実体審査請求と同時に、審査料および所定の数を超えた特許請求項（クレーム）および追加ページに関する追加料金を納付しなければならない旨が明確に示された。加えて、改正後の規則 18(1)には、審査請求の提出期限を計算する際の起算日を最も早い優先日とする旨が明記されており、従来の規定からの大幅な変更を示している。
- **審査報告書発行後の任意補正**：規則 18(3)が修正され、審査報告書の発行後に補正を提出する際の手続と要件のあらましが示された。改正前は、審査報告書発行後の任意補正をどのように処理するかが明確にされていなかった。根拠のない補正や、未調査の主題に関係する補正クレームは認められない。

ハラレ議定書の補正に関する公告は、ARIPO の [ウェブサイト](#) からダウンロード可能である。

OAPI — 長官の復職

2021 年 10 月 15 日、OAPI は同機関の長官を務める Denis Bohoussou 氏が 2021 年 10 月 14 日付で停職処分となっている旨を発表した。

OAPI 理事会が下した停職処分の決定は、OAPI の経営監査を実施するという理事会決定を実行に移すことを長官が拒否したことに由来している。この監査の目的は、OAPI のガバナンスの貧弱さや金銭の使い込みに関わる複数の嫌疑を調査し、解明することであった。こうしたガバナンスの問題や金銭着服疑惑が、OAPI の利益を直接に阻害していたからである。¹

2021 年の 12 月に入って、Denis Bohoussou 氏が 2021 年 12 月 13 日付で OAPI 長官としての職務を再開したとの発表があった。Bohoussou 氏は第 61 回閣僚会議の通常会期に出席し、2022 年度の予算を含む自らの OAPI 運営について抗弁を要求されたが、その後で職務に復帰した。第 61 回の通常会期に先立って OAPI 加入国 17 か国の産業担当大臣から構成される臨時理事会が開

¹(停職に関する OAPI のプレスリリース：[Director General suspended from office \(oapi.int\)](#))

催された。この臨時理事会はベナンの都市コトヌーにおいて 2021 年 12 月 10 日に開催され、参加した閣僚らは Bohoussou 氏を OAPI 長官として復職させる旨を決議した。

2021 年 12 月 13 日に執務を再開した Bohoussou 氏は同僚たちに対して演説を行い、OAPI がパートナー諸国の信頼を取り戻すために、また、2022 年に予定されている新税制発効の結果として生じる変化に対応するために、早急に取り組むべき課題について述べた。²

OAPI と AfrIPI による会談

OAPI 長官の Denis Bohoussou 氏は 2021 年 12 月 17 日、「アフリカ知的財産権・イノベーション・プロジェクト」(Africa Intellectual Property Rights & Innovation ; AfrIPI) のプロジェクトマネージャー代理を務める Gregor Schneider 氏と会談した。AfrIPI とは欧州連合の資金提供と指示に基づく国際協力プロジェクトであり、欧州連合知的財産庁 (EUIPO) が共同出資とプロジェクトの実施を引き受けている。AfrIPI の全体的な目標は、アフリカ大陸内部での通商とアフリカ・欧州による投資の円滑化を図ることである。

OAPI と AfrIPI による会談の目的は、2021 年に実施された活動を見直し、2022 年に向けての戦略を練ることである。今回の会談により、この 2 つの組織が双方のパートナーシップの進捗状況を省察し、将来の協力体制を検討することが可能になった。OAPI-AfrIPI 間の連携による現在の活動としては、両組織による共同プロモーション活動や、OAPI 加入国のみならずアフリカ全域における知的財産関連の啓発活動とリソース増強などが挙げられる。³

バンギ協定の改正

2022 年 1 月 2 日、改正版バンギ協定の付属書 III、IV および V が効力を発生し、OAPI の商標登録プロセスに重要な変更が導入された。また、地理的表示と意匠に影響を及ぼすような変更も加えられた。今回改正されたバンギ協定には特許に関する変更は盛り込まれていないが、特許に関する変更が向こう 1 年間に導入される可能性が十分にある。

2022 年 1 月 2 日付で効力を発生した変更点のうち、主なものを以下にまとめておく。

- **商標の定義**が拡張され、今後は音の商標や視聴覚商標が「商標」に含まれることとなった。 [付属書 III、第 2 条(c)および(d)]
- OAPI への**証明標章**の登録が可能になった [付属書 III、第 2 条(3)および第 III 節]
- **商品および役務の両方の分類**を含むマルチクラス商標出願が可能になった [付属書 III、第 10 条]
- 登録局の商標審査実務は従来と変わらず形式的な要件と絶対的拒絶理由に集中している (相対的な拒絶理由の審査は行われなため、現在でも登録済みの先行商標との類似性が評価されることはない)。しかし、今回の改正により、公開された商標に対する**異議申立**が認められる期間は審査後 **3 か月間**となった。登録が許可された商標は、権利の付

² 復職に関するプレスリリース : <http://www.oapi.int/index.php/en/component/k2/item/670-oapi-le-directeur-general-en-poste>

³ OAPI と AfrIPI の会談に関するプレスリリース : [Exchanges around the development of intellectual property in Africa \(oapi.int\)](https://www.oapi.int/index.php/en/component/k2/item/670-exchanges-around-the-development-of-intellectual-property-in-africa)

与を第三者に通知するために再び公開されるが、権利付与後の異議申し立ては認められない[付属書 III、第 14～15 条および第 21 条]。また、今回の改正により、マルチクラス出願の分割が可能になった。例えば、マルチクラス出願に含まれるいくつかの区分のみについて登録が拒絶された場合、暫定拒絶を克服するために出願を分割すれば、異議が示されなかった他の区分について登録手続を進めることができる [付属書 III、第 17 条]

- 商標に関する**コモンロー上の権利**は、今回の改正により OAPI において公式に認められ、第三者は異議申立期間中に、当該商標の先使用に基づき、いわゆる「**所有権の主張に基づく異議申立**」(claim of ownership objection)を提起することができる。この理由に基づく異議申立が認められた場合、登録局は、異議申立に成功した申立人に当該商標出願を帰属させることになる [付属書 III、第 16 条]
- 商標権侵害の民事訴訟に関して、**時効期間を 5 年**とすることが確認された [付属書 III、第 56 条]
- WIPO のマドリッド制度を通じて OAPI を指定地域とした**国際商標登録**の有効性および法的強制力が、今回改正されたバンギ協定の中で公式に認められることとなった。現時点で OAPI の加入国すべてが OAPI のマドリッド協定議定書(マドリッド・プロトコル)加入を承認しているわけではないため、これについては未だに疑問が残されている。すべての加入国の承認が得られるまでは、ブランド権利者は OAPI 加入国においては今後とも国内登録を確保するというアプローチをとることが望ましい [付属書 III、第 25 条]
- OAPI の商標登録に基づき、税関が**模倣品**を留置することが可能になった。商標権者は、模倣が疑われる製品の留置または押収から 10 日以内に、刑事訴訟または民事訴訟を提起することができる [付属書 III、第 50～52 条]
- 改正されたバンギ協定の下では、**地理的表示**(GI)は保護される。その保護は、他の製品とともに農産物や手工芸品にも適用される [付属書 IV]
- **意匠**の登録出願は登録に先立って公開され、3 か月の異議申立期間が与えられることになる [付属書 IV、第 13 条]

OAPI の登録局により、**新たな公定料金表**が発行された。この料金表は 2022 年 1 月 1 日から有効となっている。料金改定で最も知財に関係が深いのは商標出願料である。商標出願料については公定料金を若干減額させることが可能になったが、公定出願料で賄えるのは 1 出願あたり 3 区分までである。料金改定後の公定出願料は、関連する分類 1 区分に属する 1 件の商標出願について支払われるものであり、マルチクラス出願の場合には第 2 および第 3 の区分についての料金が含まれる。

登録局は新たな**実施細則**を発行し、登録局が発行する商標出願の公式確認書について新たな書式を導入した。さらに、登録局の情報によれば、オンラインによる電子出願システムの構築と関連の手続の策定もかなり進みつつあり、2022 年内には実装・実施される可能性があるという。1 区分(商品または役務)の商標出願の出願と公開に適用される公定料金は 360,000 CFA フラン(日本円換算でおよそ 71761.04 円)であり、区分が 1 個追加されるごとに 75,000 CFA フ

ラン（日本円換算でおよそ 14950.22 円）が追徴される。優先権主張に適用される公定料金は従来どおり（75,000 CFA フラン（日本円換算で 14950.22 円））で変化はない。色の説明（colour endorsement）に関して OAPI が追加の公定料金を課すことはなくなった。

さらに、OAPI は意匠に関する新たな料金表を発行している。この新たな料金表には、異議申立に関する公定料金、複数意匠一括出願に関する追加料金、見本により裏付けられる出願に関する特別料金、分割意匠出願に関する公定料金などが含まれている。

2022 年 1 月中にさらに 1 回のセミナーが開催され、そのセミナーで上記の新規定の実施について評価されて必要に応じて調整が行われると公表されている⁴。施行規則はまだ公に提供されていない。

ガーナ — 委任状に関する手続の最新事情

ガーナ知的財産庁（IPO）においては、委任状の発行に関する新たな展開があった。IPO は、委任状の署名者が出願人ではなく、出願人の代理人である弁護士である場合につき、そのような委任状が絡んだ出願に対して懸念を示している。

弁護士が出願人に代わって委任状に署名した場合、その弁護士は、出願人に代わって委任状に署名する権利を当該弁護士に与える文書を委任状に添付することを義務付けられることとなった。弁護士の権限を証明する証拠書類なしに弁護士が出願書類に署名した場合、その出願は拒絶されることになる。

ガーナが UPOV に加入

ガーナ議会は、2020 年の年末に向けて 2020 年植物品種保護法を採択し、立法化した。「2020 年植物品種保護法」は、植物のすべての属および種について植物育成者の権利の付与および保護を規定するとともに、「植物品種開発基金」の設立についても定めている。

同法は 2020 年 12 月 29 日をもって発効し、2021 年 12 月 29 日までに同法施行規則の公布が求められた。施行規則はまだ公布されていないが、その間にガーナ共和国政府は、「植物の新品種の保護に関する国際条約」（1961 年 12 月 2 日作成；1972 年 11 月 10 日、1978 年 10 月 3 日、1991 年 3 月 19 日付でジュネーブにおいて改正）への加入書を 2021 年 11 月 3 日付で寄託した。同条約は 2021 年 12 月 3 日付でガーナ共和国に対し効力が発生され、現在ガーナは、同条約により設立された「植物の新品種の保護に関する国際同盟」（UPOV）の加入国となっている。

⁴ 第 61 回 AGM および改正に関するプレスリリース：<http://www.oapi.int/index.php/en/component/k2/item/676-seminaire-d-impregnation-sur-les-innovations-de-l-accord-de-bangui>。なお、セミナー実施の有無は記事作成時点で公表されていない。

[特許庁委託]
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 69

[著者]
Adams & Adams

Adams&Adams

[発行]
日本貿易振興機構 ドバイ事務所
Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai,
U.A.E.
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2022年1月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Adams&Adams が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。